

問議事調査課 28・6048

2月26日(火) 10:00～	本会議(初日)
3月5日(火) 10:00～	本会議(代表質問)
3月6日(水) 10:00～	本会議(一般質問)
3月7日(木) 10:00～	本会議(一般質問)
3月8日(金) 10:00～	本会議(一般質問)
3月11日(月) 9:30～	常任委員会(総務市民)
3月12日(火) 9:30～	常任委員会(教育厚生)
3月13日(水) 9:30～	常任委員会(産業建設)
3月25日(月) 10:00～	本会議(最終日)

平成31年第1回四国中央市議会定例会は、次の日程で開催予定です。
 なお、定例会日程は変更される場合があります。ホームページや議事調査課でご確認ください。

お知らせ

日：日時
 場：場所
 内：内容
 対：対象者
 定：定員
 持：持参品
 募：募集期限・期間
 申：申込方法・申込先

円：参加費
 講：講師
 備：ほかの情報
 FAX：ファクス番号
 Eメール
 問：問い合わせ先

市議会3月定例会のお知らせ

市民窓口センターが 日曜日に臨時開庁します!!

3月末から4月の初めにかけては、転勤・入学・就職など異動の多い時期ですが、平日にお仕事の都合などで市役所に来られない方のために、次の要領で日曜日の開庁を行います。

日3月31日(日) 8時30分～17時15分
 場市民窓口センター(市役所1階)

【可能な手続き】

▼転入・転出・転居などの住民異動届の受付(マイナンバーカードなどに関するは、一部の手続きが後日になります)

▼異動に伴う国民健康保険・国民年金の手続き(一部)

▼住民票・戸籍・印鑑登録証明書・税証明書など各種証明書の交付

問市民窓口センター 28・6013



野焼きは法律で禁止されています!

野焼きによる火災も多発しています

■野焼きとは?
 適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを野焼きと言います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

■野焼きはなぜいけないの?

野焼きは、発生する煙の悪臭や洗濯物などへの臭い移りなど、周辺の住民のみなさんに大変迷惑となります。また、燃焼温度が低いため、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質も発生し、健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

さらに、周辺の住民のみなさんが火災と間違えて119番に通報するケースや、延焼し火災が発生するケースも起きています。

■野焼きの例外行為はあるの?

- 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- 風俗慣習上、宗教上の行事を行うために必要な場合
- 農業、林業、漁業のためやむを得ず行われる場合(廃ビニールや廃プラスチックなどは禁止)

○たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの(ドラム缶などの使用は禁止)

※右記の場合であっても燃やす量は最小限にとどめてください

※時間帯、周辺の住民、環境などに十分な配慮が必要です

※気象状況により中止をお願いします

場合があります
 ※火災と紛らわしい煙が出る場合は消防署へ届出が必要です

■市などの対応は?

通報があった場合は警察、消防、市が現地を確認し、違反している場合には行政指導を行います。また、例外行為の焼却であっても同様に消火をお願いします。

■罰則はあるの?

野焼きをした個人や法人には、懲役刑若しくは罰金刑または両方が科せられる場合があります。また未遂であっても処罰される場合があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問生活環境課

28・6145

消防本部

28・9119

四国中央警察署

24・0110



おいしい食べきり運動協力店

市では、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減にご協力いただける市内の飲食店を「四国中央市おいしい食べきり運動協力店」として募集・登録しています。

新たに1月28日までにご登録いただいた店舗をご紹介します

店舗名	所在地・電話番号
てっぱん 結	三島中央 2-7-1 77-5770

※登録店や各店舗の詳しい取り組み内容については、市ホームページをご覧ください



日 3月31日(日)・4月7日(日)
8時30分〜12時
場 クリーンセンター

内 一般家庭から排出される粗大ごみ ※粗大ごみ以外は受け入れできません
問 生活環境課 ごみ減量推進係
28・6015

クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

可燃・不燃・資源・有害ごみは可能な限り集積所に出していただくようご協力をお願いします。なお、3月・4月は引越しシーズンとなり、大量のごみの搬入が予想されます。クリーンセンターへの少量のごみの持ち込みは場内が混雑するためご遠慮ください。

問 生活環境課 クリーンセンター
28・6080

年度末及び年度初めの日曜日の一般家庭粗大ごみの受け入れ

次の日程で粗大ごみの臨時受け入れを行います。ルールを守り、気持ちの良い新生活を迎えましょう。



「ごみ出しマニュアル」を広報3月号と一緒に配布します

収集のお休みやクリーンセンター受入時間、ごみ出しについてなどを掲載した「ごみ出しマニュアル」を配布します。ごみの分別・出し方について、ご理解いただき、ルールとマナーを守って、生活環境美化にご協力ください。

なお、「ごみ出しマニュアル」及び「ごみの出し方・分け方保存版」については、生活環境課、クリーンセンター、各窓口センター、各公民館にも備えています。また、市ホームページでもご覧いただけます。

問 生活環境課 ごみ減量推進係
28・6015



ルールとマナーを守って犬猫は正しく飼いましょう

犬の散歩などをする時は必ずリードでつなぎ、フンの後始末はきちんと行いましょう。また、飼っている犬猫が迷子になったら、必ず市役所または警察署に連絡してください。保護されている場合があります。



狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病予防の集合注射を4月8日(月)から順次市内各所で行います。詳しい日程や料金などは広報4月号に掲載しますので、お近くの会場へお越しください。なお、市内の動物病院でも受けられます。

畜犬登録者に案内はがきを送付しますので、予防注射を受ける時に必ず案内はがきを持参してください。

会場によっては混雑する場合もありますので、他の犬とトラブルにならないようにリードでしっかりとつないで、お越しください。

問 生活環境課 28・6145

納税は安全で便利、納め忘れのない口座振替をご利用ください

4月から、平成31年度分の市税の納税通知書が順次お手元に届きます。

市税の納付は、安全・便利、納め忘れのない口座振替をご利用ください。

対象市税

市県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税（継続検査用納税証明書は6月に送付予定）

市内の左記金融機関窓口へ預金通帳と届出印を持参して、備え付けの「市税等預金口座振替依頼書」に記入のうえ、各納期の2か月前までにお申し込みください。

※軽自動車税または固定資産税第1期分からの振替を希望される場合は、3月29日（金）までに取扱金融機関にてお申し込みください

取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、四国銀行、中国銀行、百十四銀行、広島銀行、愛媛信用金庫、川之江信用金庫、観音寺信用金庫、東予信用金庫、四国労働金庫、うま農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、愛媛県信用漁業協同組合連合会

市税の納付が困難な方へ

市税は納期限までに納付しなければなりません、やむを得ない事情により納付できない場合には猶予制度があります。税務課までお越しになるか、

電話でご相談ください。

電話でのご相談ください。問税務課 収納係 28・60011

確定申告での「住民税に関する事項」について

配当割額控除額や株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除などを申告する場合は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の欄に記載してください。

なお、平成29年度の税制改正により、上場株式などの配当等所得及び譲渡所得など（源泉徴収を選択した特定口座分）について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。異なる課税方式を選択する場合、**住民税に係る納税通知書が送達されるまでには、住民税申告を行う必要があります**ので、ご注意ください。

問税務課 市民税係 28・60009



原付・二輪・軽四輪の廃車手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車などを廃車または譲渡したり、所有者の住所を変更したりしたときは、次の所で必ず手続きを行ってください。

原動機付自転車（125cc以下の二輪）

申市民窓口センター・各窓口センター
問税務課 諸税係 28・6010

自動二輪・軽二輪（125ccを超える二輪）

申問愛媛運輸支局

050・5540・2076

軽四輪

申問軽自動車検査協会愛媛事務所

050・3816・3124



口座振替通知の郵送を原則廃止します

市から支払いをした際に支払先の事業者や各種団体、個人などの皆さまに支払いの明細として「口座振替通知書（はがき）」を郵送していましたが、4月1日以降の郵送を原則廃止します。

なお、単価契約業者の方については、支払い明細を郵送する予定です。また、ご希望の方には支払いの明細を郵送、ファクスまたはEメールのいずれかで送信しますのでお問い合わせください。

問会計課 28・6041

西部廃棄物最終処分場のがれきり類受け入れ終了のお知らせ

西部廃棄物最終処分場（川之江町）のがれきり類投棄場所の埋立容量が予定容量に達する見込みから、**5月31日（金）**をもって、受け入れを終了します。ご不明な点などがあれば、お問い合わせください。

問港湾課 28・6036



土地・家屋の価格帳簿が縦覧できます

土地や家屋にかかる固定資産税の納税者などが、その価格などを記した帳簿を縦覧することができます。

日 4月1日(月)～5月7日(火)

8時30分～17時15分

※土・日・祝日・国民の休日を除く
場務課固定資産税係(市役所1階)・各窓口センター

※平成31年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬ごろ発送の予定で、第1期の納期限は5月7日(火)です(4月30日は国民の休日のため、第1期納期限は翌営業日となります)
問 税務課 固定資産税係
28・6205

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

対国民年金第1号被保険者で出産日が2月1日以降の方
持母子健康手帳、マイナンバーがわか

るもの(マイナンバーカード、通知カードなど)、本人確認できる書類(運転免許証など)、年金手帳、認め印(スタンプ印不可)

受付開始 4月1日(月)～

申市民窓口センター・各窓口センター
問 新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター 28・6018

宝くじの助成でコミュニティ設備を整備

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの売り上げを財源に自治会などの活動に対し助成を行っています。今年度は、この助成を受けて左記のとおり祭り用具の整備を行いました。



宮西・西村自治会太鼓台
かき棒 (ハナ管付き)

問 地域振興課 28・6014



スポーツ振興くじの助成でスポーツ設備を整備

妻鳥小学校グラウンド及び伊予三島運動公園体育館において、平成30年度スポーツ振興くじ助成事業の助成金を受けて、施設の整備を行いました。



妻鳥小学校グラウンド
(照明の改修)



伊予三島運動公園体育館
(バスケットゴールの設置)

問 文化・スポーツ振興課
28・6043

病児保育のご案内

市では病児・病後児保育を「ふじえだファミリークリニック(中曽根町)」内に委託・開設しています。仕事や急用など、家庭でお子さんの看病ができない時に、看護師や保育士が病気または病気の回復期のお子さんをお預かりして看護保育するものです。

入院や医療行為を行うものではありませんので、通院で治療できる程度のお子さんが対象です。

日 月～金曜日 9時～17時30分

対 生後5か月～小学6年生

申 初めて利用する方は事前登録が必要です。また、現在利用している方で、4月以降、引き続き利用を希望する方も登録が必要です。登録申請書に必要事項を記入し、子ども課または川之江・土居福祉窓口へ提出してください。

円 2500円(1日)

※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は減免制度があります

登 録申請受付開始日

3月18日(月)～

登 録申請書などの設置場所

こども課、川之江・土居福祉窓口、病児・病後児ルーム「エミリア」(ふじえだファミリークリニック3階)、または市ホームページ

※詳しくは、お問い合わせください

申 問こども課 28・6027

春季全国火災予防運動及び 防火ポスター展

この季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなっています。火の取り扱いには十分注意しましょう。

また火災予防運動の一環として、市内小学4年生を対象に募集した防火ポスターの優秀作品を、期間中フジグラウン川之江2階に展示します。

日3月1日(金)～3月7日(木)
問予防課 28・6937

中皮腫や肺がんなど石綿による 疾病の補償・救済のご案内

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険に基づく各種の保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付などの支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に愛媛労働局または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。制度のご案内は厚生労働省のホームページでもご覧になれます。

ページでもご覧になれます。

問愛媛労働局 労災補償課
089・935・5206

林業退職金共済制度の 退職金請求のご案内

林業の仕事に従事されたことがあり、当時、林退共制度に加入していた方、もしくは加入していたかもしれない方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、お気軽に最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

また、林退共事業本部では、被共済者の方に確実に退職金を受け取っていただくことなどを目的として、現況調査、アンケート調査を実施していますので、ぜひ調査にもご協力いただきませうお願いします。

問独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
03・6731・2889

中小企業退職金共済制度の ご案内

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、新規

加入や掛金を増額する事業主には、一部を国が助成します。パートタイマーや家族従業員も加入できます。詳しくは、中退共のホームページをご覧ください。

ご覧になるか、お問い合わせください。

問独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
03・6907・1234

自衛隊就職説明会

3月13日(水) 17時30分～19時30分
福祉会館3階 会議室1
日詳しくは、お問い合わせください

場自衛隊新居浜出張所
内仕事内容や勤務体系、福利厚生など
問0897・32・5396



募集

あつたかなまちづくり活動 支援事業

市民活動団体が市内を活動拠点として取り組む公益的なまちづくり活動を募集します。

■事業コース
みんなで取り組む、あつたかしこちゅ

「まちづくりコース(上限40万円)」

補助対象経費の7割以内
対市内全体に広く情報を提供し、市民が自由に参加できる事業

やってみよう!まちづくりコース(上限10万円)

補助対象経費の5割以内
対設立から10年程度の活動歴が短い団体による、まちづくり事業
※公民館区域程度の小規模な事業も対象となります

募5月10日(金) 17時15分まで
※応募方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください

問地域振興課 28・6014



今年度の対象事業の一例
Love Shikochu Love Earth

平成31年度 暁雨館大学 受講生募集 (無料)

暁雨館では、年間を通して郷土の歴史や先人などについての講座を開講します。

日時	演題	講師
5/24 (金) 10:00～11:30	幕末宇摩郡における農兵政策とその周辺～役用記デジタル化を活かして～	近藤弘樹 (市教育委員会学芸員)
6/29 (土) 13:30～15:00	安藤正楽と考古学・人類学	富田尚夫さん (県歴史文化博物館専門学芸員)
7/26 (金) 13:30～15:00	和歌をよむ篤山先生	三宅紗代さん (小松温芳図書館・郷土資料室学芸員)
10/25 (金) 10:00～11:30	考古学最前線～遺跡が語る宇摩の歴史～	中 勇樹 (市教育委員会学芸員)
11/23 (土・祝) 10:00～11:30	闘う篤山～林良斎・近藤篤山往復書簡から～	野田善弘さん (新居浜工業高等専門学校教授)
12/20 (金) 13:30～15:00	俳諧師の旅と伊予俳諧	松井 忍さん <small>こうしんあん</small> (NPO 法人庚申庵倶楽部理事長)

※日程など、変更になる場合があります
定20名程度 ※先着順
募3月5日(火)～31日(日)

※休館日を除く

※定員になりしだい受付終了

申問 暁雨館 28・6325



埋蔵文化財発掘作業員 登録者募集

ご応募いただいた方を登録し、埋蔵文化財発掘調査の計画が具体的に決定した際に、必要に応じて選考し雇用します。

要件 健康で屋外作業に従事できる方
勤務地 市内埋蔵文化財発掘調査現場
勤務日 原則として月々金曜日
(週3日程度)

勤務時間 通常9時～16時(休憩60分)
賃金 時給990円
応募開始 3月11日(月)

※登録申込書及び要項は、文化・スポーツ振興課(市役所4階)に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます

申問 文化・スポーツ振興課
28・6043

要約筆記者(パソコン要約筆記) 養成講座受講生募集

日4月24日～平成32年2月26日の原則
毎週水曜日(全42回) 19時～21時
場福祉会館1階 ボランティア室
対要約筆記活動及び聴覚障がい者支援
に関心があり、パソコンで文字入力
ができる方

定20名 ※要事前申し込み
募4月8日(月)まで

円無料(別途テキスト代)
講 原田佳代さん(NPO法人ファイ
ンサポート・パピエ)

※最低募集人数は4名で、それに満た
ない場合は中止することがあります
※募集要項は生活福祉課及び川之江・
土居・新宮福祉窓口に備え付けていま
す。また、市ホームページからもダウ
ンロードできます

申問 生活福祉課 28・6023

手話奉仕員養成講座受講生募集

日4月16日～平成32年3月10日の原則
毎週火曜日(全46回) 19時～21時
場福祉会館1階 ボランティア室
対手話通訳活動及び聴覚障がい者支援
に関心がある方

定20名 ※要事前申し込み
募4月8日(月)まで

円無料(別途テキスト代)
講 県聴覚障害者協会など

※最低募集人数は5名で、それに満た
ない場合は中止することがあります

※募集要項は生活福祉課及び川之江・
土居・新宮福祉窓口に備え付けていま
す。また、市ホームページからもダウ
ンロードできます

申問 生活福祉課 28・6023

四国中央少年少女合唱団 平成31年度 団員募集

歌の大好きなみなさん、合唱の楽し
さを味わってみませんか。宇摩合唱祭
への参加、定期演奏会開催、全国大会
や県大会があります。そのほか、慰問
コンサートも予定しています。

4月13日(土)から練習が始まりま
す。お気軽に見学にお越しください。

日 土曜日 13時30分～15時30分
(月2～3回)

場 宇摩教育会館3階

(二島中央3・5・21)

対 小学1年生～高校3年生

募 随時

※募集要項は、妻島公民館、中曽根公
民館、土居文化会館(ユール)に
備え付けてあります。

申問 四国中央少年少女
合唱団

74・3700 (大西)



放課後児童クラブで働いてみませんか

就労などにより、昼間保護者が自宅にいないご家庭の児童が、放課後遊びや生活の場として利用するところですが、子どもたちが宿題をしたり、外で遊んだり、おやつを食べたりして自由に過ごすのを見守ったり、生活指導をしたりする仕事です。

通常勤務

平日 13時30分～18時30分

※児童の下课時間により、勤務時間が変更になります

土曜日及び学校の長期休業中

8時～18時（休憩60分）内の勤務

賃金 時給820円（有資格者890円）※雇用保険有り

長時間勤務

平日 7時間45分勤務

※午前中は事務作業、午後から児童の預かりを行います

土曜日及び学校の長期休業中

8時～18時（休憩60分）内の勤務

賃金 日給7160円（有資格者7670円）※社会保険、雇用保険有り

募 申随時

履歴書（写真付き）、資格証の写し（お持ちの方）を人事課（市役所5階）へ提出してください。また、履歴書には希望勤務地（三島地域、川之江地域、土居地域）を記入してください。

※週3日程度勤務できる方もご相談ください
問 とも課 28・6027

公立の保育園・幼稚園で働いてみませんか

公立園では、4月から勤務いただける保育士、幼稚園教諭などを引き続き募集しています。

全国的に保育士、幼稚園教諭が不足しており、本市も厳しい状況が続いています。

短時間からフルタイムまで、希望に沿った勤務ができるよう、また初めて働く方、しばらく現場を離れていた方も安心して働けるよう相談にも応じます。まずは、お気軽にご連絡ください。

内保育士、幼稚園教諭（担任及び補助）、給食調理員、臨時・パート職員
募随時

申履歴書（写真付き）を郵送または持参
備面接試験を行います。

申問 とも課（市役所2階）

28・6027

〒799-0497 三島宮川4・

6・55

※県保育士・保育園支援センターでも現場復帰に関して相談することができますので、ご利用ください
問 089-921-5344

みしま・川之江幼児クラブの会員を募集します

遊びを通して親子のふれあいを深め、会員の親睦を図ることを目的として、幼児クラブを開設しています。幼児クラブは自主運営のため会費が必要です。

内（各クラブ共通）

歌遊び、リズム遊び、集団遊び、育児講座ほか年間各種行事（七夕、クリスマス会など）

○みしま幼児クラブ

♪もも組
（年少クラス 1～2歳くらい）

日 4/10（水）から毎週水曜日 10:00～11:00

♪たんぽぽ組
（年長クラス 2～4歳くらい）

日 4/12（金）から毎週金曜日 10:00～11:00

場 みしま児童センター（三島中央 2-1-18）

定 各50組くらい

円 3,000円（1組 年間）

申込日 4/1（月）10:00～11:00

※申し込みは来館のみ受け付けます

申問 四国中央市子育て支援センター

（みしま児童センター内） 28-6155



○川之江幼児クラブ

♪ひよこクラブ（1歳児）
（平成29年4月～平成30年3月生まれ）

日 4/26（金）から月1～2回程度の金曜日
10:00～11:00

♪うさぎクラブ（2～3歳児）
（平成27年4月～平成29年3月生まれ）

日 4/24（水）から月1～2回程度の水曜日
10:00～11:00

場 川之江ふれあい交流センター（川之江町 4000-1）

定 各30組くらい（申し込み多数の場合は抽選）

円 3,000円（1組 年間）

申込日 4/12（金）10:00～11:00

※申し込みは来館のみ受け付けます

申問 川之江ふれあい交流センター 28-6247



JICA 海外協力隊募集

今、世界約70か国で千を超える仕事が必要とされています。あなたの技術と経験を開発途上国で生かしてみませんか。現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

なお、ボランティア制度が大きく変更されましたので、詳しくは、JICA ホームページをご覧ください。

募 4月3日(水) 12時まで

申問 JICA 海外協力隊募集事務局

03・6734・1242

JICA 四国

087・821・8825

障がいのある方へ

障がい者の移動支援チケット

今年度の障がい者の移動支援チケット「しこちゆくおでかけチケット」(藤色)の有効期限は3月31日(日)までとなっています。お気を付けてください。

来年度の申請は4月1日(月)から受け付けます。詳しくは、広報4月号に掲載しますのでご確認ください。

問 生活福祉課 28・6023

FAX 28・6172

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険に加入されると、医療費の窓口負担が原則1割となり、保険料も現在の国民健康保険料などに比べて安くなる場合があります。

ただし、これらは所得や世帯構成により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問 国保医療課 後期高齢者医療係

28・6017

第14回愛媛県障がい者スポーツ大会参加選手募集

平成31年度に開催する「愛媛県障がい者スポーツ大会」の参加者を募集します。

参加資格

平成31年4月1日現在で13歳以上の身体障がい・知的障がい・精神障がい者で県内在住の方

※アーチェリーは身体障がい者、ボウリングは知的障がい者のみ参加対象となります

※精神障がい者の参加競技は卓球のみとなります

個人競技	開催日	場所	募集期限	問い合わせ先
陸上競技	5/26 (日)	ニンジニアスタジアム (愛媛県総合運動公園)	3/22 (金) まで	○在宅の方は生活福祉課へ ○施設利用者は各施設へ ○特別支援学校生は各学校へ
卓球 (STT 含む)				
アーチェリー				
フライング ディスク				
ボウリング	6/15 (土)	キスケKIT(旧キスケボウル)	4/5 (金) まで	○特別支援学校生は各学校へ
水泳	7/13 (土)	松山中央公園 アクアパレットまつやま	5/31 (金) まで	

障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
パソコンワード初級講座 ※無料、要申し込み	3/1 (金)・3/15 (金)・ 3/22 (金) 10:00 ~ 12:00	市役所市民交流棟 1階 多目的室 1	障がいピアサポート センター 24-0439
県委託療育等支援事業 (相談・講師派遣など)	月～金曜日	支援の必要な方や家族が関わる 保育園・幼稚園・学校・事業所 など	澄心そうだんさぽーと 22-3311 (鈴木・ファクス兼)
障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9:00 ~ 17:30	サンハイツ三島中央 1階 (三島中央 3-13-12)	ジョブあしすと UMA 23-6558 (ファクス兼)

FAX 問 生活福祉課 28・6023

FAX 28・6172

県地域スポーツ課

089・947・5564

089・947・5721

相談

賃貸住宅退去時のトラブルに ご注意ください！

春は就職や進学、転勤などで新生活を始める方も多く、マンションやアパートなどの賃貸住宅の契約に関するトラブルが多くなります。賃貸住宅に入居するには、一般的に賃貸契約書を貸主と取り交わし、敷金や保証金などを支払って入居しますが、退去する際に、敷金を上回る金額を請求されたというトラブルが起こることがあります。

相談事例

○賃貸アパートを退去する際に、ハウスクリーニング代やクロス張り替え、畳の表替えなど原状回復費用として高額な料金を請求された。きれいに使ったつもりなので納得がいかない。

○退去するときに立ち会い「修繕箇所はありません」と言われたのに、後で修繕費用を請求された。

予防策

○「原状回復費用」とは、部屋を入居当時の状態に戻すための費用ではなく、借主の日常の使用を超える損耗を修繕するための費用です。トラブルが生じたら、国土交通省が定めている、原状回復に関するトラブルを解決するための一般的な基準を記した「原状回復をめぐるトラブルとガ

イドライン」を参考にしましょう。

○入居する際には、貸主と借主の両方で物件の状態をチェックして写真や記録を残し、退去時のトラブルを未然に防止しましょう。

○不安なことがありますら、左記の相談窓口までご相談ください。

困った時は、ピピッと相談！ 消費生活に関する相談窓口

市民くらしの相談課 28・6143
愛媛県消費生活センター
089・925・3700
消費者ホットライン 1888



ミニクラブ（無料）

日時	場所
毎週火曜日 13:00～14:00	川の江ふれあい交流センター
毎週金曜日 13:00～14:00	みしま児童センター

発達や発育に心配がある未就園のお子さんと保護者を対象とした、小集団あそびと相談のひろばです。利用を希望される方は、お問い合わせください。

発達支援課 28-6029

もの忘れチェック体験（無料）

心配なもの忘れを早期に見出し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。
一人5分程度で簡単にできます。

日時	場所
3/6 (水)・4/3 (水) 13:30～15:00	高齢介護課 (市役所2階)
3/19 (火) 13:30～15:00	川の江窓口センター

※予約不要

問 高齢介護課
28・6147

地域包括支援センター



もの忘れ相談（要予約・無料）

日 3月20日 (水) 13時30分～14時30分
場 高齢介護課 (市役所2階)
内 一人30分程度で2名まで

相談医師 白石文雄さん (白石医院)

※すでに専門医を受診されている場合は対象外となります。ご家族のみでの相談も可能です

問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147

認知症の語らい（無料）

日 3月15日 (金) 13時30分～15時
(原則毎月第3金曜日に開催)

場 中之庄公民館 会議室2

内 参加者同士の交流・情報交換、医療・福祉職による勉強会など

問 認知症のひとと家族の会愛媛県支部
080・3740・0697 (大澤)

青少年の生活悩み相談（無料）

日 9時～20時の間で随時

内 電話または面接

対 15歳～20歳の方または保護者など
場 申請自立援助ホームにて

74・3538
(土居町小林18・3)

無料特許相談（要予約）

日4月1日（月） 13時～16時
場四国中央商工会議所（旧川之江保健センター）（金生町下分789・1）
申相談日の5日前までに電話予約
申問四国中央商工会議所 特許相談係
58・3530

オレンジカフェ

日3月20日（水） 13時30分～15時30分
（原則毎月第3水曜日に開催）
内専門家と一緒に、楽しく認知症の理解を進めるための学習や予防、相談活動をを行います。
円100円（お茶・お菓子付き）
場問生協宇摩診療所 25・0114
（寒川町2912・1）

東予若者サポートステーション 出張相談（要予約・無料）

日3月4日（月）・18日（月） 13時～17時
場ハローワーク四国中央1階 相談室
対就職でお悩みの15歳～39歳の方またはその保護者
定1人1時間の相談で1日4名まで
申問東予若者サポートステーション
0897・32・2181
（新居浜市繁本町8・65）

ほっとひといきみかんカフェ （無料）

日3月24日（日） 10時～11時30分
場萬翠荘（中之庄町）
内認知症の方やそのご家族の情報交換の場です。
問グループホームいしかわ
58・0065

不動産鑑定士による不動産に関する無料相談会

日4月1日（月） 10時～16時
場川之江文化センター4階 多目的教室
内不動産の価格、賃料、売買、賃貸借、相続贈与などに関する相談
問愛媛県不動産鑑定士協会
089・941・8827

不動産無料相談（要予約）

日3月14日（木） 13時～17時
場宇摩建設会館3階（三島宮川）
申相談日前日までの13時～17時に電話予約（土・日曜日を除く）
申問愛媛県宅地建物取引業協会四国中央地区連絡協議会 24・2235

災害と人権

じんけん広場

「災害」と「人権侵害」は、切り離すことができない関係にあります。大規模な災害は多くの命を危険にさらし、人々の暮らしの全てを奪い、理不尽な苦しみや深い悲しみを与えるもので、こうした事態そのものが被災者の人権を大きく損なっています。さらに、安全に生活する権利や働く権利など、普段保障されているはずの人権も侵されかねません。

また、東日本大震災では、福島の原子力発電所事故により被災地の農業・水産業・酪農業が受けた風評被害、また避難した先での被災者に対する心無い対応など、さまざまな地域で悲劇が起きており、これらは決して見過ごすことができない問題です。

災害発生後、被災者の方々は避難所生活でも多くの困難に苦しむこととなります。とりわけ高齢者、障がい者、妊婦、子ども、外国人、病气やけがをしているなどの配慮を必要とする方々は、より多くの困難を抱えることとなります。

また、長期にわたる避難所での生活は、多くの人が限られた場所ですトレスを抱えながら共同生活を行うため、誰もが周りを顧みる余裕がなくなり、他者への配慮がおろそかになってしまふことから、配慮を必要とする方々の苦しみは、さらに深くなってしまうます。

こうした苦しみを未然に防ぐため、

避難所のレイアウトなどは、誰もが過ごしやすくするような工夫が必要でです。

具体的には、女性や子育ての視点から着替えや授乳できるスペースを設ける、子どもの保護者が周囲を気遣うことなく生活できるスペースを分ける、車椅子の人が休めるベッドを確保する、音声だけでなく文字で情報提供できる仕組みを考えるなど、配慮を必要とする方々の負担ができるだけ軽くなるように、それぞれが譲り合いの心を持って、みんなで支えあうことが大切です。

また、「災害への備え」として、日頃から突然襲ってくる災害に対してどのような問題が起き、どのような対応が必要となるのかを考えて人権意識を磨いておくことも重要です。過去の大規模災害時では、近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮しています。日頃から人と人とのつながりを意識し、一人ひとりの事情を考慮することができる正しい知識と思いやりの心を持つことが、全ての人の大切な命と人権を守ることにつながります。

人権の学習会

日3月11日（月） 19時30分
場問川之江隣保館 28・6254

3月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※要予約会場の受付は相談日前日 17:15 まで ※4月から全会場で予約が必要です ※4月から受付窓口が市民くらしの相談課に変わります		
3/5 (火) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階	社会福祉協議会 28-6127
3/8 (金) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館1階 相談室3	
3/19 (火) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階	
3/20 (水) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館1階 相談室3	
3/27 (水) 13:30 ~ 15:30	土居福祉センター※要予約	
4/2 (火) 13:00 ~ 16:00	川之江文化センター1階※要予約	市民くらしの相談課 28-6143
4/9 (火) 9:00 ~ 12:00	市役所1階 相談室15※要予約	

司法書士相談 ※相談日前日 17:15 までに要予約 ※4月から受付窓口が市民くらしの相談課に変わります		
3/5 (火) 13:00 ~ 16:00	福祉会館1階 相談室2・3	社会福祉協議会 28-6127
3/13 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江文化センター1階	
3/20 (水) 13:00 ~ 16:00	土居福祉センター	
4/5 (金) 9:00 ~ 12:00	市役所1階 101・102 会議室	市民くらしの相談課 28-6143
4/10 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江文化センター1階	

人権相談		
3/18 (月) 10:00 ~ 12:00	土居福祉センター	人権施策課 28-6073
4/1 (月) 13:00 ~ 15:00	川之江文化センター4階	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	松山地方務局四国中央支局 23-2407	

年金出張相談 ※要予約		
3/14 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター4階	新居浜年金事務所 0897-35-1445
3/28 (木) 10:00 ~ 14:30 受付		
4/11 (木) 10:00 ~ 14:30 受付		

行政相談		
3/4 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館1階 相談室1	総務調整課 28-6002
3/11 (月) 9:00 ~ 12:00	土居窓口センター1階	
3/11 (月) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館1階 研修室	
3/19 (火) 13:30 ~ 15:30	川之江文化センター2階	
3/25 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館1階 相談室1	
4/1 (月) 10:00 ~ 12:00	市役所1階 101 会議室	
4/8 (月) 9:00 ~ 12:00	土居窓口センター1階	

一般・消費・DV相談(相談窓口)		
3/5 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館1階 研修室	市民くらしの相談課 28-6143
3/7 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
3/12 (火) 9:00 ~ 11:30	土居窓口センター1階	
3/14 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
3/28 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
4/2 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館1階 研修室	
4/4 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
4/9 (火) 9:00 ~ 11:30	土居窓口センター1階	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	市民くらしの相談課	

暴力団相談		
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893	

障がいのある方へ 指定相談支援事業所

基幹相談支援センター

☎ 28-6154 ☎ 8:30 ~ 17:15

澄心そうだんさぼーと

☎ 22-3311 ☎ 9:00 ~ 18:00

光と風

☎ 22-4020 ☎ 9:00 ~ 17:00

障がい者相談支援センター

☎ 28-6135 ☎ 8:30 ~ 17:15

ひまわり

☎ 22-3802 ☎ 8:00 ~ 17:00

相談サポート 優

☎ 72-8080 ☎ 8:30 ~ 17:30

四つ葉

☎ 57-0426 ☎ 9:00 ~ 18:00

市児童発達支援センター

☎ 28-6266 ☎ 8:30 ~ 17:15

相談さぼーと 夢の種

☎ 29-5503 ☎ 9:00 ~ 18:00

今月の納期

国民健康保険料 9期分
後期高齢者医療保険料 9期分
保育園保育料 3月分
幼稚園使用料 3月分
市営住宅使用料 3月分
市営住宅駐車場使用料 3月分
※納期限 4月1日(月)

水道料金 2月分
下水道使用料 2月分
※納期限 3月11日(月)

